

「坂城町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 9月25日

坂 城 町 長

坂城町規則第19号

坂城町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

坂城町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項金額の欄中「177,950円」を「186,050円」に改め、同表随時介護を要する状態の項金額の欄中「88,980円」を「92,980円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の坂城町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和7年8月1日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の坂城町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定に基づく介護補償として支払われた金額は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。